

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター
2021年ZSP奨学助成金募集要項（第2回）

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、例年、研究を目的とする海外渡航のための助成を実施してきました。しかし、ドイツへの渡航が困難であるという現状に鑑みて、昨年に引き続き2021年も、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の特別のご厚意により、日本国内での研究調査活動に対する奨学助成の交付が認められることになりました。

については、大学院博士課程の学生のドイツに関する博士論文作成のための研究調査に対する助成を実施します。これには主として、文献購入費用、国内外の図書館・文書館・資料館等からの複写取り寄せ費用、オンラインデータベースなどのサービス利用料、語学コース等受講料などが該当します。

今回の募集は、2021年7月から最大6ヶ月間に、日本国内で実施される研究計画を対象とします。但し、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画に限定します。応募者の研究計画がこの条件に該当するかどうかの詳細については、センターまでお問い合わせください。また2021年中に海外渡航を計画している場合は、応募前に必ず申し出てください。

なお、奨学助成金を受けた場合には研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別を含む）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

応募締め切り 2021年5月31日（月） 12時（厳守）

2021年4月

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長

川喜田 敦子

1. 応募資格

東京大学大学院博士課程在籍者

2. 交付額

600ユーロ／一ヶ月

*日本円で指定口座へ入金になるが、為替レートはドイツ学術交流会の指定レートとなる。

3. 助成期間

6ヶ月（最大）

助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。

***2021 年中の助成金受給期間の合計は上記期間を超えないものとする。**

4. 応募方法

1) DESK HP (http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_application.html) から所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付書類を添えて google フォーム (<https://forms.gle/UJHP67iH1GFBAAdMw5>) からアップロードし提出すること。

2) アップロードする添付書類には支出計画案を添えること。

*ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) にログインした状態で Google フォームにアクセスすること。

*申請者の ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) 宛てに受領確認の自動返信が届かない場合は、事故の可能性があるので送信日時を確認のうえ問い合わせること。システムの事故などの可能性もあるので、早めに応募書類を提出すること。審査結果は 6 月 25 日以降にメールで通知される予定である。

【記入上の注意】

研究概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。

5. 選考方法

提出書類にもとづいてセンター執行委員会で選考をおこなう。

6. 交付方法

本人名義の銀行口座に振込まれる (7 月下旬から 8 月中の見通し)。

7. 報告義務

受給者は、助成金による学習・研究計画の終了後、次の書類をセンター事務室に提出しなければならない。

1) 成果報告書 (提出締め切り：助成期間終了後 2 週間以内)

特に様式を定めないが、研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に 4,000 字程度で記すこと。マイクロソフト・ワードファイル(docx)形式を電子メールに添付し提出。後に、センター活動報告書や NEWSLETTER の一部として印刷される可能性があることを了承すること。

2) 支出明細と領収書のコピー

奨学助成金の支出一覧と領収書 (レシート) のコピー。領収書 (レシート) は A4 の用紙に印刷、あるいは A4 の台紙に貼り付けて提出すること。

3) 論稿

i) 調査後に『ヨーロッパ研究』に論稿を發表することが義務づけられる（投稿論文は通常の審査手続に付される）。なお、他の學術雑誌での掲載をもって代えることが可能であるが、その場合には当該論文をセンターに提出すること。

ii) その他、奨学助成金による研究調査の成果が活字化された場合

8. 変更届出

交付決定後に研究計画に大幅な変更が生じた場合には、ただちにセンター事務室に届け出なければならない。

9. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務を負わない。ただし、提出書類の記載に偽りがあった場合、その他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、また、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

10. その他

提出されたデータおよび書類はいつさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

担当：平松英人（センター助教）

E-mail: josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp